「2025年日本国際博覧会 感染症疑いの軽症患者搬送業務」仕様書

１　業務の名称

　　　2025年日本国際博覧会 感染症疑いの軽症患者搬送業務（以下「本業務」という。）

２　業務の背景・目的

　　　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）は、来場者に安全・安心に2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）に来場して頂くための環境整備を重要な課題と位置付けており、会場内で発生が見込まれる感染症（疑いを含む）の患者への対応として、会場内の医療救護体制を構築する必要がある。

　　　本業務は、麻しん等、感染力が極めて高い疾患への罹患が疑われるため、公共交通機関を使用して移動することが出来ない患者のうち、救急車での搬送が適さない軽症の患者を博覧会協会が、会場外の医療機関や滞在ホテルまたは自宅等に搬送することにより他者への感染リスクが高い感染症に対する感染防止対策の強化を図ることを目的とする。

３　契約期間

　　　令和７年４月４日から令和７年４月６日まで（テストラン期間）

　　　令和７年４月12日（開会式）

　　　令和７年４月13日から令和７年10月13日まで（万博開催期間）

４　業務の実施場所

　　　博覧会協会が指定する場所

５　業務概要

　　　万博の開催期間は令和７年４月13日から令和７年10月13日（テストラン期間は４/４～６の３日間、開会式は４/12）であり、期間中に延べ約2,820万人（約15.7万人/日）の来場者を想定している。会場内には、診療所及び応急手当所を設置することにより、来場者の体調不良に博覧会協会が日々対応を行うこととし、麻しん等の感染力が極めて高い疾患への罹患が疑われる患者が発生した際、救急車での搬送が適さない者については、感染対策が施された状態で会場外の医療機関や滞在ホテルまたは自宅等への搬送を行う。

６　業務内容

（１）契約締結後、受注者は速やかに患者搬送体制を確立し、本業務の実施計画（業務責任者、従事者一覧、体制表、連絡先、待機する車の台数等）を策定したうえ発注者に承認を得ることとする。

（２）本業務を開始する前に受注者は従事者に対して、必要に応じて、予防接種を受けさせることとする。

（３）患者が発生した際は、発注者が連絡してから２時間以内に博覧会協会が指定する場所（万博会場に隣接するタクシーターミナル）まで、患者等搬送車または福祉タクシーにて２名以内で来ることとし、運転手はマスクを着用し、車内は換気を行うこと。

（４）なお、発注者から搬送を要請する時間は、万博開場時間である午前９時から午後10時とする。（テストラン期間は、午前９時から午後９時とする。ただし、４月５日と開会式は、午後６時までとする。）

（５）車両が到着次第、発注者が患者の搬送先を指示する。（搬送距離は最大で40km程度とする。）

（６）搬送が完了次第、発注者に搬送が完了した旨の報告を入れ、受注者は車両の消毒を行うこととする。

７　業務責任者

（１）受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、発注者に通知しなければならない。また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

（２）業務責任者は、麻しん等の感染症について十分な知識を有する者、又は本業務を実施するために十分な知識の研修を受講した者とすること。

８　持続可能性の確保

（１）受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。​

（２）受注者は、本契約の履行に際し、発注者が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。（https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/）​

（３）受注者は、発注者が受注者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めなければならない。​

（４）受注者は、発注者が受注者による調達コードの遵守状況について発注者による確認・モニタリング又は発注者の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、受注者が協力に支障のあることの正当な理由を有するときは、この限りではない。​

（５）受注者は、発注者が調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、改善に取り組み、その結果を発注者に報告しなればならない。​

９　業務報告等

1. 受注者は毎月、月報として搬送情報を記載した一覧表を月末に発注者に報告するも

のとする。

（２）契約期間終了後、速やかに業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けること。

10　留意事項

（１）本業務の目的を理解した上で、患者からの信頼・協力を円滑に得ることに努めること。

（２）従事者は、麻しん等の感染症について十分な知識を有する者、又は本業務を実施するために十分な知識の研修を受講した者とすること。

（３）従事者は、業務中、品位を保つこと。（身だしなみ、言葉遣い、話し方、姿勢・態度等）

（４）本業務を通じて知り得た秘密情報等について厳正に取扱い保護すること。

（５）本業務において、患者から苦情・相談等を受けた場合には、速やかに発注者に報告し、対応を協議すること。

（６）本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。

（７）契約方式は概算契約とし、会期中の搬送は１件として見積に計上すること。